

開発及び建築許可申請添付書類一覧

小川町都市政策課 開発建築担当
令和7年12月1日

都市計画法第34条第12号（町条例第5条第1項第2号ア、イ、ウ）及び第43条

提出部数：2部（正本1部、副本1部）

No.	添付書類等	備考	29条			43条
			ア	イ	ウ	
1	①開発行為許可申請書 ②建築許可申請書	①都市計画法施行規則 別記様式第二 ②都市計画法施行規則 別記様式第九				
2	委任状	申請者の委任を受けて代理者が行う場合。 ①代理者の資格 ②住所 ③電話及びFAX番号等を記載すること				
3	理由書	土地選定の理由 ※申請地以外に所有物件が無いことを明記				
4	公共施設管理者の同意書	法第32条の同意（道路・水路・公共下水道）				×
5	土地登記事項証明書	申請日以前6か月以内に交付されたもの				
6	土地・工作物の権利者の同意書	①実印押印（申請者本人が土地・工作物所有者の場合は不要） ②所有権及び抵当権・借地権等を含む				×
7	土地・工作物の権利者の印鑑証明書	申請日以前3か月以内に交付されたもの				×
8	農振農用地区域除外証明書	申請地の地目が田又は畑の場合				×
9	新たに自己用住宅を建築する必要性を証明する書類	①住民票（マイナンバーの記載のないもの） ※申請日以前3か月以内に交付されたもの ②借家契約書の写し等				
10	申請者又は親族が線引日前から現在まで、申請地を所有していることを証明する書類	①土地登記事項証明書 ※申請日以前6か月以内に交付されたもの ※場合により「閉鎖登記簿謄本」も必要		×		
11	親族が線引日前から現在まで、市街化区域以外の区域に居住していることを証明する書類	①住民票（マイナンバーの記載のないもの） ※申請日以前3か月以内に交付されたもの	×	×		
12	親族が20年前から現在まで、市街化区域以外の区域に居住していることを証明する書類	②戸籍の附票等 ③親族の居住地位置図	×		×	×
13	血族6親等、姻族3親等以内であることを証明する書類	①戸籍謄本 ②住民票（世帯票（マイナンバーの記載のないもの））等 ※申請日以前3か月以内に交付されたもの				
14	都市計画図（開発区域位置図）	①方位 ②縮尺 ③位置を明記（朱書き）				
15	位置図（案内図）	①方位 ②縮尺 ③位置を明記（朱書き）				
16	公図の写し	①方位 ②縮尺 ③申請地及び隣接地の地番・地目記入 ④区域朱線囲み				
17	現況写真（全景2方向以上）	①道路を入れて撮影 ②区域朱線囲み ③写真番号・撮影方向を現況図等に記入				
18	現況図（BMを明示）	①道路及び現況地盤高（隣接地を含む） ②方位・縮尺等を記入				
19	求積図（実測）	①面積（小数点第2位）②全ての辺長を記入（mmまで） ③方位・縮尺等記入				
20	土地利用計画図（※配置図等の図面を兼ねる場合は当該図面名を併記）	①道路（ア幅員 イ道路番号 ウ建築基準法第42条該当号） ②排水系統別に着色 ③予定建築物の位置及び用途等記入 ④雨水柵は縦樋に接続する旨を明記 ⑤切盛土が無い場合は、その旨を明記				

開発及び建築許可申請添付書類一覧

小川町都市政策課 開発建築担当
令和7年12月1日

No.	添付書類等	備考	29条	43条
21	①造成計画平面図（BMを明示） ②造成計画縦横断面図	①申請地及び隣接地の現況・計画地盤高 ②断面位置 ③切土・盛土高 ④着色（盛土は茶、切土は黄） ⑤盛土は、良質土を用い30cmごとにローラー等重機転圧を行う旨を明記 ⑥擁壁の種類等記入		×
22	①擁壁の構造図 ②構造計算書 ③試験検査データ	①種類 ②寸法 ③使用材料 ④配筋サイズ・ピッチ ⑤縮尺等記入 ※構造計算を要する擁壁・橋梁等を設置する場合 ※建築許可では擁壁工事はあり得ない。		×
23	軟弱地盤対策工事施工計画書	①軟弱地盤の場合に添付 ②軟弱地盤調査報告書も添付		
24	①汚水最終樹構造図 ②雨水浸透施設構造図(500㎡以上) ③油水分離槽構造図	①施設の種類 ②寸法 ③使用材料等記入 ※汚水最終樹構造図は、公共下水道、集落排水の場合は不要		
25	雨水処理計画計算書(500㎡以上)	①必要となる処理量 ②施設の処理能力の根拠を明示すること		
26	放流許可書・道水路占用許可等の写し	道水路管理者・水利権者の放流・占用許可等が必要な場合		
27	道路工事施工承認書等の写し	道路管理者の施工承認が必要な場合		
28	①排水施設設置同意書 ②印鑑証明書 ③土地登記事項証明書	排水施設設置のために隣地等を使用する場合		
29	盛土規制法のみなし許可等要否判定チェックシート	宅地造成及び特定盛土等規制法の許可対象規模に該当する場合は、1ha未満の自己業務用でも、No.30・31・32の資料を添付		×
30	資力・信用を証する書類	※自己居住用の1ha未満は不要（宅地造成及び特定盛土等規制法の許可対象規模に該当する場合は必要） ①資金計画書 ②工事見積書 ③残高証明書・融資証明書 ④申請者の最近3年間の所得税の納税証明書 ⑤法33条第1項第12号に関する申告書		×
31	工事施工者の能力を証する書類	※自己居住用の1ha未満は不要（宅地造成及び特定盛土等規制法の許可対象規模に該当する場合は必要） ①工事施工者の建設機械目録 ②技術者名簿 ③工事経歴書 ④建設業登録の写し書 ⑤業務経歴書 ⑥法33条第1項第12号に関する申告書		×
32	設計者の資格に関する書類	※自己居住用の1ha未満は不要（宅地造成及び特定盛土等規制法の許可対象規模に該当する場合は必要） ①設計者の資格に関する書類 ②卒業証明書等又は資格証明書の写し		×
33	その他許可権者が必要と認める書類			

図面の縮尺など添付図書については、埼玉県発行「開発許可制度の解説（令和6年10月版）」開発許可申請書等の作成及び手続（P392～）に基づき作成すること。

●申請書の様式は、小川町都市政策課のHPからダウンロードすることができます。（小川町HP⇒暮らし⇒暮らし・手続き⇒住まい⇒開発・建築⇒開発許可⇒開発許可制度⇒申請書の様式）

●県庁HP（暮らし・環境⇒まちづくり⇒開発許可⇒開発許可制度の解説（令和6年10月版））

※全ての図面について作成者が署名又は記名し、区域を朱線で囲むこと。